

(開催要領)

1. 開催日時：2016年11月10日（木）13:00～15:00

2. 場所：中央合同庁舎4号館第2特別会議室

3. 出席委員等

座長	伊藤元重	経済財政諮問会議議員 学習院大学国際社会科学部教授
委員	小峰隆夫	法政大学大学院政策創造研究科教授
同	宅森昭吉	三井住友アセットマネジメント株式会社 理事・チーフエコノミスト
同	中村洋一	法政大学理工学部教授
同	美添泰人	青山学院大学経営学部プロジェクト教授
オブザーバー	宮川努	学習院大学経済学部教授
同	山澤成康	総務省統計委員会担当室長
同	吉牟田剛	総務省政策統括官付統計企画管理官
同	澤村保則	総務省政策統括官付統計審査官
同	北原久	総務省統計局統計調査部調査企画課長
同	森田稔	財務省大臣官房総合政策課 経済財政政策調整官
同	山崎浩平	財務省財務総合政策研究所調査統計部長
同	武藤功哉	国税庁長官官房企画課長
同	三宅啓介	国税庁長官官房参事官（法人番号担当）
同	細井俊明	厚生労働省政策統括官付参事官付 統計企画調整官
同	石原典明	厚生労働省政策統括官付参事官 （雇用・賃金福祉統計担当）
同	上田洋二	経済産業省大臣官房調査 統計グループ参事官（総合調整担当）
同	間中和彦	経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室長
同	渡瀬友博	国土交通省総合政策局情報政策課 建設経済統計調査室長
同	中村康治	日本銀行調査統計局経済調査課長

(内閣府)

羽 深 成 樹	内閣府審議官
井 野 靖 久	内閣府政策統括官（経済財政分析担当）
林 伴 子	内閣府官房審議官（経済財政分析担当）
茨 木 秀 行	内閣府政策統括官付参事官（総括担当）
桑 原 進	内閣府経済社会総合研究所総務部長
長谷川 秀 司	内閣府経済社会総合研究所 国民経済計算部長

(議事次第)

1. 開会

2. 議事

- (1) 研究会での指摘事項について
- (2) 経済社会構造の変化の把握について②
「多様なサービスの生産・消費動向の把握について」
- (3) 新たなデータの活用について②
「行政記録情報等の活用について」
- (4) 統一的な地域区分について
- (5) 統計精度の向上に向けたPDCAサイクルについて

3. 閉会

(配布資料)

- (資料1) 統計リソースの現状と統計調査の質の確保について
- (資料2) 商業動態統計調査の概要等について
- (資料3) 毎月勤労統計の見直しについて
- (資料4) 法人企業統計について
- (資料5) 経済社会構造の変化の把握について②～多様なサービスの生産・消費動向の把握～
- (資料6) 建築物リフォーム・リニューアル調査の見直しについて
- (資料7) 新たなデータの活用について②～行政記録情報等の活用～
- (資料8) 公的統計における「法人番号」の活用に向けた政府横断的な取組について
- (資料9) 主要統計の地域別公表及び区分について～現状と課題～
- (資料10) 統計精度向上の取組の具体化について
- (参考資料1) GDP統計を軸とした経済統計の改善に向けて（平成28年第17回経済財政諮問会議資料）
- (参考資料2) GDP統計を軸とした経済統計の改善に向けて（参考資料）（平成28年第17回経済財政諮問会議資料）
- (参考資料3) 平成28年第17回経済財政諮問会議議事要旨（抜粋）

(概要)

○伊藤座長 ただいまより、「より正確な景気判断のための経済統計の改善に関する研究会」の第3回会合を開催する。

本日は、議事に入る前に、御報告がある。10月21日の経済財政諮問会議において、GDP統計を軸とした経済統計の改善に向けた議論をした。この中で、私から本研究会での議論等を踏まえ、経済統計における諸課題について説明をするとともに、経済統計の改善に向けた取組について、諮問会議の民間議員4名の連名で、会議に提案をした。本日の会議でも、参考資料1、参考資料2として配付させていただいているので、後で御参照いただきたい。

ポイントとして2点ある。1点目は、内閣府が、日本銀行などの協力を得て、GDP統計のデータ加工、推計、その基になるさまざまな統計について、重点的に取り組むべき改善点をリスト化すべきということ。

2点目は、改善の手順と大まかな工程について、本研究会に提示をして、委員の御意見を踏まえて、諮問会議でも議論した上で、政府の基本方針を年内に取りまとめるべきということである。

これについては、安倍総理から、各種統計の改善方策やその工程などについて、年内を目途に、政府としての基本方針を、諮問会議において取りまとめていただきたいとお話があった。

このため、本研究会では、GDP統計を軸とした改善という視点を新たに加え、これまでの幅広い御議論を集大成する形で、今後の取りまとめに向けて、検討を進めていただきたい。

具体的な進め方については、担当の事務局から御説明をお願いしたい。

○事務局 内閣府では、現在、日本銀行、民間エコノミスト、委員から御意見を伺っており、GDP統計を軸とした統計改善リストを作成中である。

次回研究会において、本研究会の取りまとめの骨子案とあわせて、GDP統計を軸とした統計の改善リストとその工程表について御議論いただきたい。

その後、12月中旬に予定している第5回研究会で取りまとめ、その上で、12月末に経済財政諮問会議への報告を予定している。

○伊藤座長 それでは、このように進めたいと考えているが、何か御質問や御意見があれば、お伺いしたい。よろしいか。それでは、このように進めさせていただく。

それでは、議事に入る。

本日は、議事次第に記載のとおり、5つのテーマを議論する。

議題(1)として、これまで研究会で委員の皆様から御指摘のあった点について、各府省庁から説明を聴取したい。

はじめに総務省から統計予算の状況について、御説明をお願いしたい。

○総務省 総務省政策統括官室である。統計制度を所管している。

これまで政府統計の職員や予算などの統計リソースの状況について、御質問を頂戴しており、一部は既に資料配付で対応したが、本日、改めて統計リソースの現状と、統計の質を担保するための取組について説明する。

1 ページ目、折れ線グラフは、予算額の推移である。統計職員の人件費は含んでいない。総じて横ばいになっている。5年に一度山があるのは、国勢調査の関係である。全体とし

て、予算はあまり変化がなくても、例えばオンライン回答を導入したために、調査票を回収する調査員への謝金から、システムの開発経費に高度化しているなど、内容が変化している。

棒グラフは、統計事務に主に従事している職員数である。減少傾向にある。平成24年に大きな段差があるのは、農林水産省の組織改革の影響で、実際に統計職員が減少している分と、パートタイムで統計調査に従事する職員を除いている関係である。本省職員については、青で示しているが、10年間で約2割近く減少している。

2 ページ目に、府省別に見た予算の推移を参考までにお示ししたが、3年周期や5年周期の調査の新設・廃止などがあるため、府省別ではばらばらな動きをしているが、先ほど述べたとおり、政府全体で見ると、国勢調査の年を除き、おおむね横ばいとなっている。

3 ページ目に、府省ごとの統計職員数と主な統計調査をまとめている。図の上に乗っているのが統計委員会と統計制度を担当する60人からなる政策統括官組織であり、図の下に統計調査を作成している各府省の概要を示している。

4 ページ目は、府省別に見た本省職員数の推移である。内閣府のほとんどは、経済社会総合研究所である。総務省の多くは、統計局であるが、約1割減。他の主要な統計省においては、3割近く減少となっている。なお、定員抑制という政府方針もあるが、基本的には、各府省の御判断によるものと考えている。

5 ページ目。都道府県で、国の統計調査実施に携わる統計専任職員定数の変化である。国勢調査、経済センサス、毎月勤労統計など、国の重要な統計についても、都道府県の職員が現場で重要な役割を担っており、法定受託事務となっている。

都道府県における国の統計調査事務を確実に実施するための職員なので、地方財政法に基づき、人件費を国が負担している。ところが、専任職員については定員削減に関する国の方針が準用されているため減少の一途にある。平成27年度から平成31年度の現在の計画では、年2%削減することとされている。

率直に申し上げて、調査環境が厳しくなる中、回収率の低下を防ぎ、回答内容を精査する必要性がますます高まっていて、自治体からはかなり大変な状況にあると言われている。このため、平成28年度から非常勤の専任職員20名分を新しく予算として認めてもらっている。

6 ページ目以降は、統計リソースが限られている中、統計調査の質の確保のために、どういう取組がなされているかである。

7 ページ目。民間事業者の適切な利用であるが、平成26年3月に閣議決定された基本計画では、優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要だと指摘されている。一方で、国の統計調査の品質確保などの点で、留意すべきともされている。このため、私ども政策統括官室で、統計調査における民間事業者の活用にかかるガイドラインを作成し、各府省で申し合わせて、調査を行っている。

8、9 ページ目は、民間委託の推移と内訳である。おおむね8割の国の統計調査は、民間委託を既に活用している。

9 ページ目で、民間委託が非常に適しているデータ入力は、191件中162件が委託を活用している。

なお、データ入力を民間委託していない56件には、オンライン回答によりそもそもデー

タ入力が必要になっているものや、対象となる回答者が少数であるため、職員が入力すれば済むものなどである。

また、比較的コア業務である調査企画、標本設計についても、それぞれ19件、26件が民間委託されている。

11ページ。省庁が保有している行政記録情報等の活用である。

母集団情報の整備を始めとして、統計調査において行政記録情報が利用されている。ただし、統計調査を企画する段階で、そもそも行政記録情報で足りる部分は調査を行わないことになっているため、統計調査そのものに代替する例はかなり少なく、調査事項の一部項目の代替や欠測値補完、母集団情報の整備といったものが主になっている。

12ページは、統計業務の集約化、効率化であるが、統計委員会による議論、閣議決定されている基本計画に基づき、統計業務の体系的な整備が少しずつ行われている。事業所母集団データベース、経済センサス、e-Statなど、統計の企画、調査、情報提供の各面で、それぞれ集約化が進展している。集約化の流れというのは、統計業務のコストを合理化するという重要な役割もあるが、経済社会の動向を正確に全体的に捉えることを可能とすることや、国民の負担軽減にも大きく寄与する。

13ページは、昨年10月以降の諮問会議の議論を受けた、今年3月の統計委員会の報告書である。公的統計の課題への対応のためには、各府省の統計リソースの強化が不可欠であることが書かれており、そのためには、府省横断的な統計調査を担当し統計人材が比較的集中している総務省において、各府省の統計担当部門を支援すべきとされている。

15ページに研修の中身が書いてある。総務省に置かれている統計研修所は、総務省職員だけではなく、国、地方の統計職員を対象に研修を行う組織であり、統計委員会の報告書を受けて、従来の統計調査の研修というよりも、官庁データサイエンティストの育成のための取組と、各府省の統計制度改善のための技術支援、研究推進に着手している。インターネットによる研修なども既に開始されている。

外国との比較についても質問をいただいているが、諸外国と比べて統計行政のリソースに相当差がある。参考までに申し上げますと、欧米主要国の統計職員も、最近の8年間で、約1割前後減少している。

また、国勢調査を例に、調査実施年の国民1人当たりコストを比較してみると、ドル換算で、日本では5.9ドル、アメリカでは48.9ドル、カナダ、オーストラリアで17.4ドル、イギリスでは12.3ドルであり、我が国は相当程度効率的なコストで実施している。

最後になるが、お時間をいただければ、御説明に伺うことは可能なので、よろしく願いしたい。

○伊藤座長 続いて、経済産業省から商業動態統計について、御説明をお願いしたい。

○経済産業省 前回の研究会で、商業動態統計に関するコメントや、人や予算が削減されている中で、どのように対応や工夫をしているのかといった御指摘があった。これらのことについて、お手元の資料2を使って、御説明させていただく。

○経済産業省 資料の1ページを御覧いただきたい。商業動態統計調査については、全国の商業を営む事業所及び企業の事業活動を明らかにすることを目的とした、月次の標本調査であり、基幹統計に位置づけられている。

標本設計だが、直近では、平成24年経済センサス-活動調査における卸・小売業の対象事

業所約141万を母集団として、標本理論に基づき抽出された事業所を対象として、平成27年7月分から2年間の設計に基づき、毎月実施している。

標本は、個別標本（指定事業所）と地域標本（指定調査区）の2種類から構成されており、標本の抽出に当たっては、小売業は業種別に標準誤差率が5%以下、卸売業は8%以下となるように設計している。

3点目として、調査系統は調査票によって分かれている。調査票は、甲、乙、丙、丁の4種類から構成されている。甲と乙が都道府県経由の調査員調査、丙と丁は本省直送の調査としている。調査票の提出には、郵送、調査員調査、オンライン調査がある。前回研究会で御指摘のあった、オンライン調査については、平成22年までに順次導入済みである。

2ページ目。4点目として、経済社会の変化等に対応した商業動態統計調査の最近の主な取組である。経済産業省では、新業態の動向把握を目的として、従来より調査・公表している百貨店、スーパー、コンビニエンスストアに加え、平成26年1月分より、一般統計であるが、家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターといった専門量販店の企業調査を開始している。その後、平成27年7月分より、商業動態統計への組み入れを行い、あわせて地域別、都道府県別表章等の充実、精度向上を図っている。

さらには表章の充実ということで、店舗を構えていない事業所である無店舗事業所のインターネットやカタログ販売による売上高について、小売業の各業種から皮ハギ・統合して特掲表章も開始している。

加えて、業務の効率化を目的とした民間委託を開始している。平成28年9月分調査より商業動態統計調査の丙と丁について、調査票の配布・回収、審査、督促、集計業務まで、民間外部委託し、業務の効率を図っている。民間外部委託が浸透すれば、最終的に、職員は調査の企画立案や分析に重点化が図れると考えている。

最後に検討課題であるが、経済産業省の調査統計グループの職員数についても、全体と同様、この10年間で約2割減という、職員等のリソースの制約がある中で、先ほど御説明したとおり、調査手法の見直し等の工夫をしながら、経済社会の変化に対応した調査内容の見直しを行っている。

厳しいリソース制約を踏まえると、さらなる本統計に係るユーザーニーズの把握とともに、調査設計の見直し・改善を行っていききたい。また、本統計を活用した解析・分析業務もしていきたい。さらには統計作成に係るノウハウの維持・継承、人材の確保などが課題である。

○経済産業省 続いて、4ページをご覧いただきたい。統計リソースの制約が厳しい中で、経済産業省において、統計作成について、どのような対応・工夫を行っているのかについて、簡単に御説明する。

統計リソースの制約などのリスクの顕在化を踏まえ、質の高い統計をいかにして、サステイナブルに作成をしていくか。これが統計メーカーとして、取り組むべき重要な課題だと認識している。

そのためには、統計作成、統計活用の促進、統計改善のニーズ把握、統計企画・立案といった、統計作成システム全体を捉えて、これらのサイクルが適切に回るように、改善策を講ずることが重要である。

経済社会が急速に変化していく中、統計の改善ニーズを抽出して、世の中に合った統計

を企画・立案していくことが、今、一層求められている。今まで以上に、統計企画・立案業務に注力すべきと考えている。

統計リソースの厳しい制約がある中、統計作成業務については、民間活力の活用であるとか、ビッグデータ等の新しい技術を活用して、必要な精度を維持しながら、できる限り効率化を図っていくことが必要になる。特に民間活用については、民間に丸投げということでは全くなくて、統計作成業務のマニュアル化・標準化を徹底し、国が外注先をしっかりとマネージして、必要な制度を確保できる体制を目指していきたい。

また、統計は活用されないと意味がないので、当省では、省内に統計コンシェルジュを配置している。これはほとんどが統計作成担当と兼任である。政策の企画立案、評価等の各プロセスにおいて、統計活用促進のための省内の活用相談を受け付ける体制を整備している。

統計を活用した解析等の情報発信については、フェイスブックやツイッターといったさまざまな媒体を活用して、数字の結果だけではなく、統計データが意味するところ、メッセージを明確にして、わかりやすく省内外に情報発信を行っている。

統計コンシェルジュと統計データの情報発信、この2つを車の両輪として、統計データの利活用を促進して、統計改善ニーズを抽出し、統計企画・立案につなげていくことを目指している。ともすれば、統計作成だけで手いっぱいという状況に陥りがちであるが、それでは問題の解決は図られないということで、4ページにあるような、統計作成サイクル全体に改善を加えていくことが、重要だと考えている。

○伊藤座長 続いて、厚生労働省から、毎月勤労統計について、御説明をお願いしたい。

○厚生労働省 現在の毎月勤労統計の見直しについて、御説明を申し上げます。お手元の資料3である。

毎月勤労統計調査は、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間、雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とする調査であり、基幹統計調査に位置づけられている。

現在、精度向上のため、調査対象のローテーション方式への移行、母集団情報の変更を検討している。詳細は、本研究会での審議も踏まえ、近く決定されることになると考えている。

現在、厚生労働省で考えている案を御説明申し上げます。

ローテーション方式への移行は、経済財政諮問会議から、GDP推計の基となる基礎統計の充実に努める必要があるとの指摘を受けて、検討している。今までは調査対象のうち、30人以上の調査事業所は、経済センサスが実施されて事業所名簿が新たにつくられるタイミングで、調査対象の事業所を全面的に入れ替えていた。おおむね2年ないし3年間隔で入れ替えていて、直近では、平成27年1月に実施したところである。従来、入れ替えの際、調査結果に時系列的なギャップが生じていた。これを平成32年から、毎年、3分の1ずつ、順次、入れ替えていく方式に改めることを検討している。平成30年と平成31年は、移行期間ということで、2分の1ずつ入れ替えることを検討している。

2ページ目。従来は、経済センサスの名簿を使って、対象を抽出していたが、ローテーション方式の導入に伴い、毎年部分的に入れ替える際、事業所母集団データベースによる名簿を使うことを考えている。事業所母集団データベースとは、経済センサスなどの各統計調査結果と行政記録情報を統合して、経常的に更新を行って、全ての事業所・企業情報

を捕捉して、最新の情報を保持するデータベースである。毎年の部分入れ替えの際に、これを活用することで、常に新しい母集団情報をサンプルに取り込んでいく。

このように、ローテーション化で、入れ替えのときの段差を小さくし、さらに新しい母集団情報を反映させることで、結果の精度を高めて、より信頼性の高い統計が作成されるようになるものと考えている。

○伊藤座長 続いて、財務省から、法人企業統計について、お願いしたい。

○財務省 前回の本研究会において、特に中小企業の回収率が低いということで、汎用性のある会計ソフトを使って、中小企業の回答負担を減らすことで、回収率が上がるのではないかという御意見があった。

資料4の1ページ、中小企業の回収率の実態である。全体で72.3%、中小企業は63.8%という状況になっている。

中小企業の回収率が低くなる要因としては、中小企業は未上場の企業がほとんどで、本調査のために開示義務のない四半期決算を作成してもらうなど負担をかけていることがある。さらに、統計利用者から早期公表の要望を受けて、公表日を前倒ししたことにより、提出までの期間が短縮され、企業負担が増加した。平成6年に比べて、約10%回収率が落ちている。

それを補うために、回収率向上に向けた取組として、財務局による電話、文書、臨戸督促、インターネットを活用したオンライン提出の推進による企業負担の軽減、電話督促を外部委託することによる督促回数の増加などの取組を行っており、中小企業の回収率の低下に歯止めがかかっている。

2ページ目。会計ソフトを利用する場合には、法人企業統計のオンラインシステムと連携する必要がある。

中小企業が汎用性のある会計ソフトを利用して、調査の回答負担を軽減することができれば、回収率向上に効果があるものと考えている。

現実の中小企業のオンラインの回収率は、全体が31.4%に対して、中小企業は14.9%と低くなっている。これを上げることで、回収率の向上、統計精度の向上につながるのではないか。

法人企業統計のオンラインシステムと会計ソフトの連携について、今後、検討していきたい。例えば既に国税庁のe-taxでは、納税者にとって使い勝手のよい会計ソフトが提供される可能性を考え、e-taxソフトに関連する仕様を財務・会計ソフトウエア開発業者向けに一般公開している。法人企業統計調査においても、同様にオンライン提出に用いる電子調査票の仕様を一般公開することを検討したい。

○伊藤座長 これまでの御説明について、委員の皆様から御質問等があれば、ぜひ発言いただきたい。美添委員。

○美添委員 資料1に、統計リソースには予算と人材とあるが、予算の増減は比較的弾力的にできたとしても、人材は育成に非常に時間がかかるので、一度育成に失敗してしまうと、復活するのに大変な手間がかかる。従来、専門的な知識と経験を持っていた職員の後継者が育っていないことが、最大の危機である。

主要国の統計職員数に関しては、ドイツなどは余り多くないように見えるが、これについて説明を追加してほしい。ドイツは連邦制で、州政府の統計職員は入っていない。日本

の統計職員の数がドイツと同じぐらいだというのは偏ったメッセージである。日本の統計職員の数は激減していて、その中で、新たな課題に 대응しようとしている。各省の試みを見ると、それがよくわかって、痛々しいありさまだというのが、正直な感想である。

もう一つ、資料1で、限られたリソースの中で民間活用を進めたことがよいことのように書いてあるが、これはやむを得ないことと理解すべきである。そもそも民間活用について議論があったときに確認したことだが、海外の主要諸国では、統計に関する民間委託は行っていなかった。統計調査は国の基幹にかかわることからどの国でも民間委託はしていなかったにも関わらず、我が国では統計行政に関しても民間活用という方針が決められてしまった。これは大失敗で、もはや取り返しがつかないが、このような現状を踏まえてできる限りのことをやるしかないという状況だ。適当とは言えない民間活用のおかげで、統計のリソース、特に人材等が減ったため、最近の経済統計の質の低下を招いたことはしっかり認識していただきたい。

職員数が減ってきた中で、対策として民間事業者の利用方法としていろいろな取組を考えている。このような工夫は今後も続けていただきたいが、民間委託する際にも、国の職員に十分な知識がないと適切な委託先を選べない点にも注意が必要だ。

2番目の商業動態統計は、大変苦勞して作成している。家計の消費支出の把握に関して、家計調査よりもこちらのほうがいと主張する人が多いようだが、標本調査設計上の誤差はそれほど変わらない。家計調査の標準誤差率は、最近では1.3%だが、十数年前は1%、その後、1.1%だったので、だんだん拡大している。それに対して、商業動態統計の標準誤差率については、小売の業種別で、設計段階で5%ある。実際には複雑な推計方法を用いるため評価は難しいが、十数年前に達成誤差の推定作業をお手伝いした際には、全業種で1%程度であった。前年比にすると、もう少し誤差は大きくなる。丁寧に作成しても、その程度の誤差はどの統計にもあるということを認識していただきたい。

この統計で、新しい業態を把握する等の工夫をしているが、そのためには人が必要である。経済産業省は随分苦勞している。公表物も印刷媒体から電子媒体だけになるなど、基幹的な統計ですら、公表の予算が削られている。民間を活用しようという方針は間違いではないが、民間業者は公的統計に関する知識は余り持っていない。民間統計のつくり方と公的統計のつくり方は基本的に違うので、民間の人たちを指導するのは、各省で経験の豊富な人や、我々研究者が手伝うことになり、人の使い方としては決して楽にはなっていない。限られた人的資源で、苦勞をしながら工夫しているのが経済産業省で、昔の精鋭部隊も、数がこれだけ減ると息切れをしそうである。私は相当危機的な意識を持っている。

次に、毎月勤労統計について、従来の2年、3年周期の入れ替えは見直す必要があるが、提案のような3分の1ずつのローテーションサンプリングに変更しても、抜本的な解決にならない。時間がないので、今はこれだけに留めておく。

法人企業統計も、ローテーションサンプリングで既に対応しているが、毎月勤労統計とは若干意味が違って、法人企業統計は1年単位で名簿が更新されている。この統計に関してできる改善は本日の説明の程度ではないか。また、会計ソフトを使用することは、具体的に優れた提案と思う。

1か所、中小企業のオンライン回収率という表現が気になる。統計委員会でも回収率という言葉を使ったらしいが、中小企業の14%しか回答していないということではなくて、

オンラインで回答している中小企業の比率が、全体で見て14%程度ということである。

○伊藤座長 宅森委員。

○宅森委員 資料1の5ページである。地方公共団体においても、国に準じて、年2%減らさないといけない中で、減らしてきているということだが、今、こういう動きが出た中で、法律の見直しはできないのか。特に都道府県のレベルでは、統計職員はすごく少なくなっている。若い人を育てていかなければいけないので、そこは何とかできないかというのが感想である。

商業動態統計について、より正確に教えていただいた。1点確認だが、オンライン調査で回答される割合は、どのぐらいなのか。

この前も申し上げたが、インバウンド消費の状況を調べるために、ドラッグストアや、百貨店における免税扱いの売上についての調査を計画されているか。負担が増えて大変だとなってしまうのか、何とか検討に値するということか。免税売上がわかると推計にも役に立つので、検討いただきたい。

毎月勤労統計は、平成27年の数字が大きく振れていたのも、ローテーションで少しでもよくなってくればいい。

法人企業統計についても、負担が軽減につながり、回収率が上がってくれるといい。

少し不思議だと思ったのは、回収率の時系列のグラフで、中小企業の回収率が落ちるのは、決まって4～6月期である。新しいサンプルとして入ってくる中小企業の方に、事前にうまくレクチャーができていない面もあるのではないかと。しっかりこの期間までに回収したいということを伝えるような努力をすると、この波がもう少し小さくなるのではないかと。

○伊藤座長 経済産業省からオンライン調査について回答をお願いします。

○経済産業省 まず1点目のオンライン回答の状況は、調査票によって、回収率に違いがある。調査票全体平均では約25%であり、うち、

調査票の甲は、大規模卸売店が対象の部分だが、こちらのオンライン回答率は約30%。

調査票の丙は、百貨店やスーパーを対象としており、オンライン回収率は50%以上。

調査票の丁は、専門量販店の関連の部分、家電大型専門店やドラッグストア、ホームセンター、コンビニ等であり、オンライン回収率は約40%。

一番低いのが調査票の乙だが、これは、甲丙丁以外の零細事業所ということで、これが7%という状況である。

乙のオンライン回収率が低い原因として、調査項目が月末事業者数と月間商品販売額の2項目だけしか回答いただかないため、調査客体としてはオンラインの手続をするより、紙調査票で出したほうが早いということ。

もう一つは、乙調査の調査期間自体が、最短で1年と短いことがある。さらに、オンライン回答には、PCが必要になるということともあり、オンライン提出のためのシステム登録をして対応するには時間もかかり事業者のメリットが少ないことから、乙調査のオンライン提出率が低いという状況である。

もう一点、インバウンドの消費である。現在、商業動態統計調査の販売額の中に、インバウンド消費の部分が含まれた合計販売額として報告いただいている。インバウンド消費については、官公庁や日本百貨店協会の民間でも統計が作成・公表されている。例えば日

本百貨店協会等は外国人観光客売上高、観光客数等として公表している。当省でも毎月の需要動向の参考資料として活用させていただいている。

○伊藤座長 宅森委員。

○宅森委員 つまり、経済産業省では、特にインバウンドの数字を把握しようとか、分けて内訳で出してもらおうとか、そういう計画はないということか。

○経済産業省 調査客体側の負担も考慮すると、民間の公表数値等を活用させていただくということで、現状では、インバウンド消費だけを、さらに特掲するという事は考えていない。

○伊藤座長 ほかに御質問はあるか。小峰委員。

○小峰委員 宅森委員が御指摘になった、法人企業統計調査の中小企業だけの落ち込みというのは、私も気になった。ここを是正すれば、全体の回収率も上がるのではないか。その特殊要因は何かについて、分かれば教えていただきたい。

もう一つは、商業動態統計調査で、オンラインの消費はどれぐらい把握されているのか。私の家でも、毎日のように、アマゾンの配達に来るぐらいよく使っている。ネット通販も理論的には家計簿に記入されて需要側統計に入るが、供給側の商業動態統計にどのぐらい入っているのか。

2 ページ目の表章の充実というところで、無店舗小売業を特掲しているということだが、百貨店やスーパーで、それぞれオンライン販売を特掲しているとすると、考え方としては、今の商業動態統計調査でオンラインは全部カバーされているということか、それともまだそこは不十分な点があるのか。

○伊藤座長 財務省。

○財務省 法人企業統計で、4～6月期が落ちるのはサンプルの入れ替えだと考えている。宅森委員が指摘されたように、しっかり伝えるということをもっと工夫しなければいけない。今でも10日ぐらい前に事前の協力文書を流して、その後に調査票を送るようにはしているが、もっと浸透できるように工夫をしていきたい。

○伊藤座長 経済産業省。

○経済産業省 商業動態統計調査における無店舗小売業販売額については、あくまで店舗を有していない事業所のインターネットやカタログ等を媒体とした販売額である。店舗を有している事業所のインターネットによる販売額は、その事業所が主業として格付けされている各小売業業種の販売額に包含されて報告されている。従って、インターネット等による事業所の全体の販売額はカバーしている。

各産業のインターネットによる電子商取引販売額については、構造統計である経済センサス-活動調査等の調査結果にて表章されているので、5年置きになってしまうが、そちらを御活用いただきたい。無店舗小売業の販売額については、商業動態統計調査にて平成27年7月分から把握・公表している。

○伊藤座長 続いて、議題（2）～（4）について、議論する。

まず経済社会構造の変化の把握について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 資料5をお開きいただきたい。

最初のページは、景気動向把握の観点からのサービス統計をどう捉えていくかということである。1 ページ目は、マクロで見たサービス産業の動向であり、図1に示されている

ように、サービス産業のボラティリティーというのは、マクロで見ると、製造業よりも低い。

また、景気の山谷とサービス産業の動向は、関連はあるが、製造業ほど明確ではない。私どもがつくっている景気動向指数では、遅行指標となっている。

他方で、GDPに占めるサービス産業のシェアは、図3である。全体の7割を占めており、年々拡大している。サービス産業の動向把握は、そういう意味で、非常に重要である。

2ページ目は、各種サービス統計の比較と特徴である。

一番左側、総務省が実施しているサービス産業動向調査については、平成20年7月からサービス産業全体の生産・雇用等の動向を把握するということ、そして、GDPをはじめとする各種経済指標の精度向上等のため始まったものであり、かなり包括的にサービス産業の動向を把握している。

経済産業省が実施している特定サービス産業動態統計調査は、各業種のカバレッジは少し狭いが、詳細に調査をしている。

総務省のサービス産業動向調査と重なる部分があるが、特定サービス産業動態統計調査で調査をしたデータを共有しているので、実態としては、重複して調査をしているということではなくて、それぞれ分担して調査している。

続いて、3ページ。SNAにおけるサービス分野の動向の反映である。

1. で、現在の推計方法と書いてあるが、特定サービス産業動態統計調査等の各種一次統計を用いて、サービス品目ごとの出荷額を推計している。

出荷額に輸出入を加除し、国内総供給額を求めて、それをさらに産業連関表に基づいて、各需要項目に配分する。

各サービス品目について、家計消費に配分されたものを足し合わせることで、家計のサービス消費が算出される。

今後、SNAにおけるサービス産業の推計は、改善していくことを予定しており、本年12月の基準改定後のGDP統計の推計には、特定サービス産業動態統計調査に加え、サービス産業動向調査の利用を拡大していく。例として、一番下に表を載せているが、平成17年基準と比べると、平成23年基準で、サービス産業動向調査を使う業種は、拡大していく。

ただし、課題がある。SNAにおけるサービス分野の動向のさらなる反映のためには、内閣府と関係省庁が連携して、以下のような観点も含め、取組が必要ではないか。

1つは、消費者向け・企業向けの売上配分は、成長分野だと短い期間で変わり得るのでもう少し頻繁に調べられるといい。

産業別の付加価値の推計をする上では、営業費用や内訳などももう少し詳しくわかると精度が上がってくる。また、公表の早期化あるいは安定化についても御検討いただきたい。

4ページ目は、先ほど御議論になったが、ネット関連のサービスや、個人向けサービスは、統計で十分把握されていないという指摘があるので、各統計での反映状況を整理している。

1. はネット関連のサービスということで、表章されている、されていないということはあるが、供給側の統計でも、基本的には把握をされている。他方、需要側の統計でも把握されている。こういった業態は、どんどん新規のサービス事業者が出てくるので、引き続き、新規のサービス事業者を捉えていくことは、必要である。

2. の個人向けサービスも、サービス産業動向調査などで広く捉えられている。一部、家事サービス業といったものは、捉えられていない。こちらは、中小零細事業者が多いという事情もある。

3. の教育、医療、福祉についても、サービス産業動向調査で捕捉が進みつつある。

続いて、5 ページは参考として、特定サービス産業動態統計調査における情報サービス産業売上高、インターネット附随サービスの売上高を示している。

需要側統計においても、家計消費状況調査で、インターネット利用による支出について様々な項目が調査されている。

6 ページ、今後、シェアリング・エコノミーや、ネット上の無料サービスが増えていくことが予想されるが、それらに統計上の影響があるのかということ、国際機関のペーパーや、イギリス政府が出している報告の内容をまとめた。

1. シェアリング・エコノミーは、代表的なものとして、宿泊や配車サービス、個人間の物販売買、金融においては、ピア・トゥ・ピア・レンディング、こういった形態があるだろう。

右側に、役務の提供・支払いのイメージを示している。

概念上の整理として、シェアリング・エコノミーを統計上でどう考えたらいいか。仲介事業者は手数料を取ることになるので、概念的にはGDPに含まれる。新規事業者をどれだけ捕捉できるかということが、課題である。

他方で、シェアリングによるサービス提供の価格の捕捉が課題と考えられる。

サービスを提供した個人の収入がどうなるかは、それぞれの業態によって違いがある。配車サービスについては、役務の提供が、GDPに概念上は含まれる。住宅の賃貸の場合には、もともと持ち家の帰属家賃が計上されているので、二重計上にならないような記録の仕方が必要である。中古品の売買は、概念上、もともとGDPには含まれない。

2 つ目、インターネット上の無料サービスについては、無料とはいえ、実際は広告収入等でコストが負担されている。あるいは閲覧記録などのデータ提供によって、賄われている。最初の登録時に初期アクセス料を取るという形で賄われているものもある。

これを概念上どう整理するのだが、GDP上、広告売上は中間投入だがその分だけ最終製品価格が上がると、個人消費額はその分増加する。

GDPの枠組みを離れて、無料サービスによる消費額を疑似的にどう計測するかについては、いろいろな議論がある。例えばサービス提供に係る広告費用をもって計測する、あるいは消費者が閲覧に費やした時間、インターネットのトラフィック量をもって、疑似的に測るといった考え方もある。まだ議論されている途中である。

7 ページ、新たなサービスの把握についての課題と今後の対応の方向性を示している。

1. ネット上の新たなサービスの捕捉については、先ほども申し上げたように、ICTに関連する新たなサービスは、かなり早いペースで生み出されており、事業者からの報告による供給側の統計で捕捉していくことが基本だが、リアルタイムでフォローするというのは、限界があるのではないか。ネット上の取引に関するビッグデータ等で補完的に捉えることができれば有効である。

2 つ目、シェアリングや無料サービスの捕捉は、今後、市場規模が拡大していくので、仲介事業者の情報が捉えられると、有効である。

③のSNAを離れた経済厚生や消費者余剰の把握するためにはさらなる研究が必要であり、関連する国際的な議論に参画することが大事である。

2. 個人サービスの捕捉については、現状、零細な個人向けサービスまで統計で捉えるのは困難な状況なので、今後も努力していくことが重要である。供給側統計だけではなく、需要側統計においても、例えば分類の充実といったことも有効である。

8 ページ目は、サービス価格の動向である。

左上の消費者物価をみると、サービス価格のボラティリティーは低い。

内訳を見ると、例えば家賃は、ずっとマイナスが続いており、これは貸家需給の悪化もあるが、家屋の老朽化を背景としているところもある。家屋の老朽化のうち、経年劣化を踏まえた品質調整等については課題として、従前からいろいろな議論がある。

卸売サービスのマージンも、既存の基礎統計では捕捉されていないので、どう把握していくか検討すべきである。

9 ページ、住宅リフォームについて、国土交通省で建築物リフォーム・リニューアル調査を、改善していくので、調査の見直しの後に、SNAの反映に向けて、まずは平成27年産業連関表へ見直し結果を反映し、次々回のSNA基準改定で取り組むべく、今、関係省庁間で継続的に調整を進めている。

○伊藤座長 続いて、国土交通省から建築物リフォーム・リニューアル調査について、御説明をお願いしたい。

○国土交通省 国土交通省である。

私からは、資料6に基づき、建築物リフォーム・リニューアル調査の見直しについて、御説明する。

1 ページ目をご覧いただきたい。これまでやってきた建築物リフォーム・リニューアル調査の概要についてだが、建築物リフォーム・リニューアル工事の市場規模及び動向を把握することを目的にやってきている。

調査については、平成20年度より、半期ごとの調査、年2回の公表となっている。

調査対象は、建設業許可業者、47万業者いるが、その中から、記載のとおり条件で抽出した5,000社に対して、調査を実施している。

調査項目は、受注件数、受注額、工事目的、工事部位等である。

この調査について、左下にあるとおり、平成26年3月の公的統計の整備に関する基本的な計画の中で、見直しについて指摘がされており、具体的には、右下に大きく2点ある。

1 点目は、建築物リフォーム・リニューアル工事における投資額の把握。建築着工統計調査で把握できている部分と、重複を排除しながら、それを把握する。

2 点目は、住宅施策等の適切な推進への寄与。

これが見直しの項目として、指摘されていたものである。

2 ページ目。これまでの見直しの工程について、平成25年度から平成27年度にかけて学識経験者の御助言をいただきながら検討会の中で検討し、平成28年度より新しい形での調査を実施している。

3 ページ目。主な見直し項目である。

1 点目、投資額の把握については、調査基準期間がQE対応ということで、これまで半年だったものを、四半期ごとに変更している。

調査項目は、工事種類について、これまで、改装等工事とひとくくりにされていたものを、改装・改修工事の資本形成部分、維持・修理工事の間接消費部分、2つに分けて把握できるように、見直している。

もう一つが、工事届の有無である。工事届がなされていると、既に建築着工統計で把握できているので、この有無を把握することによって、建築着工統計で把握できていない部分を把握できるようにするという見直しをしている。

2点目は、住宅施策等の適切な推進のための調査項目の追加である。

具体的には、省エネルギーを目的とする工事について把握できるようにすることと、建物全体の延べ床面積を把握するように調査項目を追加している。その他、記載のとおり、統計精度向上のために改善をしている。

4 ページ。GDPに関わる部分として、発注者別受注高の表について、工事種類を記載のとおり見直している。

従前は、工事種類について、増築、一部改築、改装となっていたものを、増築、一部改築については、建築工事届の有無を把握して、建築着工統計との重複を排除する。それから、改装部分については、改装・改修と維持・修理を分けて、資本形成部分と中間消費の部分に分けて把握できるようにする。こういった見直しをしている。

私からの説明は、以上である。

○伊藤座長 続いて、議題（3）新たなデータの活用について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局 新たなデータの活用ということで、資料7を御参照いただきたい。

最初のページ。行政記録情報の定義が一番上に書いてある。

今回、議論するのは、2つの観点から議論しており、1つ目に、行政記録情報等の景気指標としての活用。行政記録情報そのものをデータとして見て、それを経済や所得の動向等の把握に活用できないかということである。

2つ目は、行政記録情報による統計改善・統計調査の補完。

1つは、企業統計調査の標本抽出に用いる共用データベースの整備と活用。行政記録情報にある企業・事業所に関する情報を活用することにより、統計の標本抽出に用いるデータベースの精度を向上させることができるのではないかと。

2つ目は、企業統計調査の欠損値の補完等。調査の回答が得られなかった企業についての情報を、行政記録情報を活用することで、補完することが考えられるのではないかと。

最後は、各種統計調査結果と行政記録情報の比較・検証ということで、事後的に各種統計調査の結果を、関連する行政記録情報と比較することで、精度を検証するといった使い方があるのではないかと。

最後、括弧書きの中で書いているが、今は景気動向把握の観点から調査しているが、証拠に基づく政策立案の推進といった観点からも、行政記録情報を活用していくことは、重要である。

2 ページは、最初の論点、景気動向の把握を行う上で、行政記録情報を活用できないかということである。ここでは、例として、所得税収と賃金の動向を比較している。

図面をご覧になっていただくと、源泉所得税収と総雇用者所得の推移を載せているが、1 か月ぐらいのラグはあるが、動きとしては、似たような動きをしているところがある。

3 ページ目、行政記録情報と景気動向ということで、税収の動向の続きだが、先ほどは月次、四半期の動きを見たが、年度ベースで見るとどうかということであり、例えば左上は、法人税収はどういった要因で、毎年変動しているかということを紹介したものである。このうちの赤い部分の費用は、課税ベース要因で変動しているものであり、前年からの繰越欠損等により大きく動いてくる。こういった影響が法人税収にあるという点は、留意しておく必要がある。

左下は、給与所得税収の要因分解である。ここでも同じく赤い部分の給与、これが平均税率要因であり、具体的には、所得税の制度が累進性になっているので、実際の所得の伸びよりも、所得が伸びるときには、より高くなる形となり、そういったところを平均税率要因が捉えている。そのような制度上の問題にも、留意する必要がある。

4 ページ目は、以上の状況を踏まえ、税務情報活用に向けた検討課題ということで、2 つ挙げている。

1 つ目は、月次の税務情報の活用に向けた検討課題ということで、月次の給与所得税額の活用は、マクロの所得動向の的確な把握に有益である可能性がある。

他方で、留意点がある。例えば給与の支払い時期と納期のタイミングのずれがある点には留意する必要がある。

2 つ目、国税庁統計年報などの税務統計活用に向けた検討課題。法人税収については、税率等の制度改正の影響に加え、先ほど御説明したような欠損の繰り越しなどによって、課税ベースが大きく変動するという点で、必ずしも当期に発生した法人所得の動向を反映しない可能性がある。

給与所得税収についても、賃金上昇による累進課税などの影響によって、大きく振れる傾向が見られる。

国税庁の統計年報の公表は、公表のタイミングが少し遅いといったことがある。

それを踏まえた上で、今後の対応の方向性、一番最後の肌色になっているところ、箱で書いているが、税収はさまざまな税制上の要因により影響を受け、また、税制改正によっても変動することに留意が必要である。他方で、個人や法人の所得動向を把握する上で、税務情報を補完的に用いることは、有益な面がある。いずれにしろ、税務情報の活用に当たっては、いろいろな留意点があるので、もう少し研究を進めていくことが必要だと思う。

続いて、5 ページである。こちらは御参考ということで、税収以外の行政記録情報と景気動向の比較をしたものである。

生産と電力需要の関係があるが、過去はかなり相関が高かったが、東日本大震災以降、企業の節電、あるいは自家発電などの影響によって相関が弱まっている。

右上は、生活保護の保護率と失業率を比較したものだが、保護率は上がっていく状況であり、必ずしも雇用情勢と関連しているとは見られていない。

最後、右下には、建築確認申請の件数、戸建着工の戸数をお示ししている。

6 ページは、行政記録情報の統計改善・補完のための活用。

行政記録情報の統計等への利活用に関する規定について記述をしている。

統計法の第29条によれば、正確かつ効率的な統計の作成、あるいは被調査者の負担の軽減に相当程度寄与するときには、行政記録情報の提供を所管の省庁に求めることができる。

他方で、公的統計の整備に関する基本計画においては、秘密保持の確保を含む法令の規

定による制約など、行政記録情報等の提供を困難とする合理的な理由がある場合には、代替措置として、特別集計を行うことが原則とされている。

このような規定のもとに、これまで行政記録情報が活用されてきていると認識している。

具体的にどういった形で、行政記録情報を統計改善に用いることができるだろうかということである。

1. 企業統計の標本抽出に用いる共用データベースの整備と活用。既に議論があったが、企業統計の母集団情報を供するために、経済センサスを活用した事業所母集団データベースの整備が進んでいる。

課題として、法人番号、税務情報を含む行政記録情報の活用によって、事業所母集団データベースのさらなる整備ができないか。

各府省が所管する企業統計の標本抽出には、今、事業所母集団データベースの精度を高めていこうと努力しているのでこれを活用していただく。

2つ目は、企業統計調査の欠損値の補完である。先ほども説明したように、特別集計を利用できるので、これを活用して、企業統計調査の未回答分を税務情報等で補うことで、捕捉率の低い中小企業などのデータが充実する可能性がある。

その場合でも、課題が幾つかある。具体的には、現在、データベース化されて、利用可能な項目というのが、行政情報の中で限定的になっている場合がある。利用しようと思っても、電子化されていないことがあるので、改善策として、行政手続のさらなる電子化を図るといったことで、データベースで利用可能な情報を増やしていくことが重要ではないか。

3. 各種統計調査の結果の比較・検証。これはそれぞれの調査の結果を行政記録情報と比較・検証するということである。

最後は、法人番号の活用。これは統計委員会から御報告があったが、事業所母集団データベースと法人番号をリンクさせることで、さまざまな企業統計をクロスで分析することが、可能なのではないか。

以上を踏まえて、今後の対応の方向性をまとめている。行政記録情報を統計の改善・補完に積極的に用いるためには、行政手続の電子化を進め、利用可能なデータを増やすこと、法人番号による照合を可能にすること、この2つがキーになってくる。このため、データベースに法人番号を登録する必要があると、各統計作成府省の協力が不可欠だと思う。とりわけ、事業所母集団データベースは、さまざまな統計の標本抽出のもとになるので、行政記録情報のさらなる活用で、企業情報を整備していくことが重要である。

以上である。

○伊藤座長 続いて、総務省から、法人番号の活用に向けて、御説明をお願いしたい。

○総務省 総務省の政策統括官室である。

私から、お手元の資料8に基づき、昨年度から運用が開始された、法人番号をツールとして、統計調査における行政記録情報の具体的な活用方策の検討状況であるとか、期待される効果等について、御説明させていただきたい。

1 ページ目。平成26年に閣議決定された、第Ⅱ期の基本計画に基づいて、加工統計作成部局とも連携し、産業横断的な全数調査である経済センサスを中心とした、各統計調査の役割分担、改善等に向けた検討を、府省一体となって実施している。

基本計画に盛り込まれたさまざまな課題の解決に当たって、ワーキンググループで検討を進めているが、その一環として、法人番号をツールとして、行政記録情報とマッチングを行い、行政記録情報の活用を促進する取組についても、精力的に検討を進めている。

この取組の背景は、基本計画に加えて、IT国家宣言等により、政府全体として、行政記録情報のオープン化、活用の推進に関する機運が高まり、統計作成に当たって、行政記録情報を活用する環境整備が進められていることが、大きな要因となっている。統計委員会の御指摘も、そのような状況を踏まえてのことと認識している。

次の2ページで、法人番号制度の内容を簡単に御紹介する。

法人番号は、法人登記簿情報を中心として、税務関係のデータも一部使用して、1法人に1つの法人番号が指定されることになる。なお、法人傘下の事業所や個人事業者に対する法人番号の指定は現在のところ行われていないが、継続的な検討課題となっていると聞いている。

法人番号の指定は、昨年10月の当初指定以降、順次通知書の発送が進められるとともに、名称、所在地、法人番号の3情報は、国税庁の専用サイトで広く公開され、個人番号と異なって、利用制限はない。このため、経済界においても、幅広く活用されることが期待されている。

次の3ページでは、これまでの検討状況を御説明させていただきたい。

現在、冒頭で御紹介したワーキンググループ等における検討は、最終段階に入り、法人番号に関しては、下のようなイメージ図でお示ししている取組を進めることで、おおむねの合意を得ているところである。

この取組については、各種統計調査のデータに、法人番号の情報を付与するという取組と、その法人番号をキーコードとして、各種の行政記録情報をマッチングするという取組に大別される。

前者の取組は、イメージ図の中心にある事業所母集団データベースにおける取組と、その下にある各種統計調査の実施に対し、名称に加えて、法人番号を把握するという取組が両輪となっているのである。

もう少し詳しく御説明すると、総務省統計局では、各省の協力を得て、事業所母集団データベースの構築、整備を進め、各種サンプル調査における母集団、名簿情報を提供している。

統計局では、このデータベースに格納されている法人企業の情報と、国税庁の法人番号公表サイトで公開されている、先ほどの3情報の機械的な照合作業に、本年度から取り組む予定となっている。ただし、この両者の情報については、名称や所在地の微妙な表記ゆれ等もあるので、機械的な照合作業には限界がある。

このため、2つ目の取組として、各統計調査の実施に際して、名称に加えて、法人番号を把握して、その情報をデータベースに格納することとしている。なお、この両輪の取組に加えて、データベース自体においても、企業グループ等への直接照会等も実施する計画である。

以上のような取組を通じて、後ほど御説明するが、個々の統計作成において、法人ポータルにおいて、公開されるような情報であるとか、電子化された行政記録情報を活用するという環境が整うことに加えて、データベース自体の情報の質、量の向上、ひいてはデー

データベースを母集団情報とした、サンプリング調査の正確性の向上にも寄与するものと考えている。

最後に、4ページで、具体的な取組の効果を説明させていただきたい。

期待される活用効果の1点目は、先ほどの資料7の説明にもあったように、行政記録情報を統計調査において、回答が得られなかった項目や調査項目自体の代替情報として、活用することによる正確性の確保や報告者の方の負担軽減が可能となる点がある。

なお、冒頭の資料1の説明にもあったが、現在も半数程度の統計調査において、行政記録情報を何らかの形で活用しているところであるが、今回の取組は、そのさらなる推進を図るという趣旨となっている。

この点については、先ほど御紹介もあったが、活用できる行政記録情報が多ければ多いほどその効果も高まるので、統計作成部局としても、行政情報の電子化、オープン化の推進を期待している。

2点目であるが、現在の法人番号は、法人単位に1つの番号が指定されているので、本社とその傘下の事業所に、それぞれ法人番号を聞くことにより、その企業の全体像をよりの確に、効率的に把握することが可能となる。その結果、地域経済分析等における精度向上などの効果も、期待できると考えている。

3点目である。先ほど申し上げたが、産業界で広く法人番号制度が普及していくと、名称所在地の記入にかえて、法人番号を記入していただくことにより、報告者の記入負担を少しでも軽減できるものと考えている。

4点目として、将来的な課題となるが、各種統計調査の結果であるとか、行政記録情報等を法人番号ツールとして、結合集計することによって、企業の多面的な経済活動をよりの確に把握した統計を提供できるなどの効果も考えられるところである。

最後に、今後の取組予定であるが、私どものワーキンググループでは、本日、御説明した法人番号に関する取組に加え、先ほど資料5の御説明にもあった、サービス産業において、付加価値等を幅広く把握するなどのさまざまな課題について、この年度末に、順次具体的な方策を取りまとめ、関係府省間での年度末の合意を目指しているところである。

私からの説明は、以上である。

○伊藤座長 それでは、続いて、統一的な地域区分について、事務局からお願いしたい。

○事務局 資料9を御参照いただきたい。主要統計の地域別公表及び区分について御説明させていただく。

資料9の1ページ目をお開きいただきたいと思いますと思うが、ここで、景気動向を見るための主要統計における地域区分について、各統計の地域区分を例として、掲げさせていただいている。景気動向を見るために参照している主要統計における地域区分というのは、作成府省等によって、異なっており、地域単位での包括的な比較が難しいという状況である。

かつ都道府県単位の公表がないものや、サンプリング等の制約からオーダーメイド集計の対象外といった統計があり、そのような場合は、利用者が必要な地域単位を再集計することができず、利用者の利便性に欠けている現状がある。

それを踏まえて、2ページ目で、今後の対応の方向性を書いている。

まず1点目として、総務省において、次期政府統計共同利用システム、これは平成30年の1月に開始予定ということで、これらの改修において、e-Statの統計情報データベース

に登録されている、統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加し、また、ユーザーの利便性向上の観点から、オーダーメイド集計の簡易化、対象統計の拡大に向けて、検討を進めていくといったことである。

2点目、統計委員会の決定であるが、利用者の利便性の観点から、オーダーメイド集計の簡易化、対象統計の拡大、地域区分を含む統計比較可能性の取組についての統計作成府省の取組進捗の確認をしていくことである。

なお、内閣府では、利用者利便の向上を図るという観点から、景気ウォッチャー調査の地区について、東京都のDIの別掲、あるいは地域区分の再編を行う。また、私どもで出している報告書の地域経済動向についても、12地域に区分を増やして、公表する予定をしているところで、順次、記載をしていく。

以上である。

○伊藤座長 以上の中身について、委員から御意見、あるいは御質問をいただきたい。

○中村委員 まずサービス関係であるが、資料5の3枚目に書いてあるように、サービス産業動向調査で、調査開始後8年をおいて、ようやくSNAが使用されることになるということである。これはいいことであるが、ただ、産業別の付加価値、あるいは費用の構成の情報が今のところない。この統計では、数年前に改定があったときに、年次調査として、機能機関別の情報が加わり、そのときに費用構造についての情報が必要なのではないかと申し上げたところではあるが、そういう方向での調査内容の充実が必要ではないか。

資料8の4ページ。総務省でも、今後の取組予定等にある点について、ある程度コンセンサスをとった上で、検討が進むことを期待する。今回の基準改定としかるべき時期に、支出のQEに加えて、生産と分配の枠組みも公表していくということだが、サービス産業の付加価値情報は、生産QEを推計するには非常に重要な情報であることに加え、もちろん支出と分配についても重要な事務情報になるので、その点をぜひよろしくお願ひしたい。

9ページにあるリフォーム・リニューアル関係であるが、これによって、平成28年度以降の情報がかなり揃うので、単純によかったと思うが、これをSNAに組み込んでいくためには、ある程度、遡及推計が必要である。国土交通省では、そのような作業を行う御意向があると聞いているのだが、その際のスケジュールについて伺いたい。次々回の基準改定に間に合えばいい、そういうタイミングでよろしいと思うが、そういうことなのかどうか。

行政記録情報については、資料7の2ページを見ると、所得税情報を用いてマクロの所得動向を把握するとのことだが、源泉所得税と総雇用者所得の動きを追っているのは、期間調整した後なので、実際にはやや所得税情報のほうが遅れる。他の税目については、もっと遅れる、しかも発生ベースでということだと思ふので、速報ベースで税務情報を使っていくのは、少し難しいのではないか。

ただ、個票ベースの種目データのもので、この資料7の7ページだが、各種統計調査の欠損値の補完で、例えば経済センサスの調査票の監査に使うとか、あるいは私が先ほど言った、サービス業の費用構成に使うということもあるのではないかと思う。

最後だが、資料9の地域区分の統一であるが、これも非常に大事なことである。地域別に生産GDPを四半期ごとに公表していくための調査研究が行われているが、その際に、地域別生産GDPの推計の基礎資料が充実し、生産GDPと統計指標を検討することによって、地域別の景気動向をつかむことが進むのではないかと期待する。

以上である。

○伊藤座長 今の欠損値のことやリフォームのことで、説明をいただきたい。

○国土交通省 国土交通省である。

建築物リフォーム・リニューアル調査の過年度の遡及推計については、平成29年度にかけて、過年度の推計手法について、学識経験者の御意見等も伺い、推計手法を検討して、次々回の基準改定にあわせて、間に合うように検討を進めていきたいと考えている。

○伊藤座長 美添委員。

○美添委員 先ほど時間が足りずに省略した毎月勤労統計について補足したい。

統計のつくり方として、現時点での改善を考えると、厚生労働省が提案したやり方しかないのは確かであるが、ギャップの原因は、継続調査の対象となる標本事業所の中には、脱落する法人が存在することだ。仮に法人がランダムに欠測するのであればローテーションサンプリングで補充する意味はあるが、実際は業績不振の事業所が脱落する傾向があり、調査が継続される事業所は相対的に賃金水準が高い。したがって、この問題の解決策は新設法人を補足することである。新規参入した法人は、事業所の名簿に登録されるまでは捕捉できない。経験的に、新規参入は比較的規模の小さい事業所で、1人当たりの賃金額は実際に低いため、ギャップが発生するという構造である。

今回の提案にあるような、1年ごとの部分的な標本の入れ替えを行えば、経済センサスの名簿において新たに捕捉された事業所は、2年または3年をかけて少しずつ標本に入ってくるので、従来のような大きなギャップは見えなくなる可能性もあるが、実際に、新規参入した事業所を捕捉した名簿がサンプリングの対象になる時点で、入れ替えない限り、効果は限られてしまう。

この問題に対する答えの一つが、資料7や資料9にある行政記録情報の活用である。事業所データベースをある程度活用できるようになれば、新規法人あるいは事業者の発見の周期が1年まで短くなるような期待がある。

また、法人番号を使うことが本格的にできれば、法人企業に関してはかなりの前進だと思うが、毎月勤労統計の場合は事業所単位なので、法人以外の事業所の扱いに関してはまだ壁がある。これに関しては、いかにして回答者の手間を増やさずに行政記録として必要な情報を集めるかという工夫が必要。

毎月勤労統計の改善案は、統計学専門家の知恵を集めてつくられたので、今、これ以上の回答を求めても無理だと思うが、ただ、それは厚生労働省に限ってやれば無理というだけで、政府全体としては、税務や雇用保険等の行政記録情報の活用を積極的に推進すれば、統計は抜本的に改善される見込みがある。

次に、資料7にあるいろいろな提案については、全面的に賛成したい。特に7ページのまとめは的確な整理になっていて、問題点も指摘されているとおりである。

1点だけ気になるのは、その前の資料7の6ページで、統計法29条に、行政記録情報の提供を求められることができると規定されており、各省とも協力していただけると思うが、その次の意味の解釈が難しい。公的統計の整備に関する基本計画において、秘密保持の確保を含む法令の規定による制約云々があるのだが、代替措置として、特別集計を行うということについて、統計法の規定は秘密保持の確保を含む個別の法令の上位規定ではなくて、個別の法令があれば29条は適用できないということなのか。現状で、特別集計が行われて

いるのであれば特段の問題もないのかもしれないが、行政資料の活用については、無条件で提供を求めてもあまり効果はないと思う。具体的な使い方と見込まれる改善を示し、人や予算をこれだけ削減できるという具体的な案を提示しないと、各省に提供を求めても、各省側の疑問は解消されない。

問題は、具体的な利用法に関する議論をするためには、特別集計だけでは駄目で、行政記録を保有する現場に入って一緒に議論する必要がある。特別集計だけで解決できるという判断には疑問がある。

○伊藤座長 小峰委員。

○小峰委員 地域区分のところだが、利用者という視点で、統計の地域区分を見ると、統計によって、ブロックの区分が違っているのが、非常に比較しにくいという不満がある。

これに対して、今、考えられているのは、統計ごとのブロック区分を統一することではなく、例えば静岡を東海に入れるのか、関東に入れるのかというのは、自分で判断して、適当に計算するという方針だと理解したのだが、それも全部ができるとは限らないと理解している。

利用者にとって一番いいのは、地域別の生産GDPを将来つくるということであれば、ほかの統計もその区分に合わせた地域区分で公表することではないか。その上で利用者がもっと変えたいというのであれば、自分で変えなさいというのが、一番いい。

○内閣府国民経済計算部 まず地域別の生産GDPを四半期ごとに作成できれば良いいうことは、まさにそのとおりで、現在、調査研究を進めている。また、別の話として、もしe-Statの機能追加が、利用者側で、各県のうち、ある県を入れ込む、あるいは除いたということができれば、それはそれで、非常に有用ではないかと思う。

○事務局 小峰先生がおっしゃるように、1つの区分がきちんとできれば、それが利用者にとって便利なのはそのとおりだが、実際問題として、各省の地方支分部局の管轄の違いや、いろいろな行政上の問題もあり簡単なことではない。理想は理想として尤もだと思うが、現実としてどうできるのかという観点で、こういう提案をさせていただいたということで御理解いただきたい。

○美添委員 今の点で、資料9の2ページ目の今後の対応の方向性の冒頭に書いてあることだが、e-Statの統計情報データベースに登録されている都道府県データについて主要な地方ブロック別にデータを取得する機能が追加されるということは、利用者側からすれば、共通の地域区分が利用できるということではないか。

実際、一次統計をつくる各省の対応は難しいだろう。統計調査の機構が違っているのが、共通の地域区分を初めからつくれと言われても無理だろうが、つくったものを再集計するだけであれば、例えば、新潟県のデータを抽出できるようなシステムをつくれればよい。これが、2ページ目の今後の対応の方向性の内容だと理解している。そうであれば、今の御質問の答えは、ノーではなくて、対応するという事だろう。

○小峰委員 そのときの地域ブロック別を総務省が統一するのかということで、多分統一しないのではないかとということで、問題が起こる。

○美添委員 統一しなくても、組み換え集計ができると読んだ。

○総務省 e-Statは、各府省の統計データを1つにまとめた総合窓口であり、ユーザーの方々の利便性向上に向けてこれまでも取り組んできたところである。

地域区分については、統計間で比較、再集計できるようにといった御議論が様々なところであり、平成30年の大幅な改修の際には、それを踏まえた形での機能向上を考えている。

御指摘の点については、例えば、ユーザーが、この県とこの県を合計してみたらどうなるのかということがウェブ上で見られるといったものを考えているところである。

○小峰委員 確認だが、例えば新潟県は、どちらかに入れたいという定義をユーザーが出せば、そのように再集計されるシステムになるのか。

○総務省 この県とこの県を足した形で再集計される機能を考えている。もともと、各省庁が公表しているブロック別を、最初から揃えて公表するというものではなく、ユーザーの方が、こういう区分のセットでというパッケージを考えたときに、それを足した形のがウェブ上で再集計できるといった機能を考えているところである。

○宅森委員 私は、景気ウォッチャーの地域区分に甲信越を入れたいというのは、賛成である。それは、北関東を栃木、群馬、茨城の3県で、これは、第2次産業がわりと多いが、残りの甲信越に入った3県は、第3次産業が多いと、そういう違いがあると思う。

新潟の場合は、東北電力に入っているとか、いろいろあつて難しいのだと思うのだが、ユーザーが機動的な形で利用できるようになればよいと思う。地域別GDP（県別GDP：RDEI）とも絡んでくるお願いがある。行政記録情報の活用ということになると思うが、今、四半期ベースだと、地域ごと・県ごとの政府最終消費支出がないので、地方の公共団体に四半期ベースの政府最終消費支出の算出に役に立つようなデータ提供をお願いしたい。地域別のGDP等について、非常に役に立つのではないかと思うのだが、お願いできるか。

○美添委員 希望はよくわかるが、多くの統計調査の精度は、県別には出せない程度の誤差で設計されているので、県別の推計値を作成しても、その誤差率は極端に大きな数字になってしまう。比較的正確な例でも、失業率の県別集計を単純に行うと対前年比で2%程度の誤差を公表しても役に立たないから、各省とも公表していない。精度について責任を持てる範囲で、現状の地域集計が行われており、公表できるところは出している。将来、予算が100倍か、1,000倍ぐらいになったら標本サイズを増やして、詳細な地域集計も可能となるかもしれないが、現状の人員と予算ではとても無理だし、調査対象となる客体を増やすことが難しい統計がたくさんある。

○伊藤座長 今日は、議題（5）の統計精度の向上に向けたPDCAサイクルについての議論ということで、統計委員会のワーキンググループの座長を務められている、宮川努先生にお越しいただいているので、御説明をお願いしたい。

○宮川教授 この報告をさせていただく前に、西村委員長と御相談したが、西村委員長からは、本研究会と連携をとってやっていきたいということでここでの議論に非常に期待をされているようだった。

また、私も個人的には、GDPの推計方法の考え方等、日本銀行との連携、新たな一次統計の使い方等については非常に興味を持っているので、この会議に参加でき非常にありがたいと思っている。

私は、今、統計委員会で、統計精度向上の取組を検討するワーキンググループの座長を務めている。

1 ページ目。この経緯は、平成28年3月に統計委員会からの報告書で、精度向上のPDCAサイクルの構築をうたっている。これについては、昨年来、経済財政諮問会議で、統計に

ついて、御諮問をいただき、その結果、私どもでできる1つの案として、提案をさせていただきます、また、経済財政諮問会議では、高市議員からも、御報告があった。

それを受けて、統計委員会としては、今年度に入り、個々の統計の変更を精査するわけではなくて、統計間の質について、検討をする横断的課題検討部会を設置した。

その一環として、今日、御報告するのが、精度向上及び推計方法改善のためのワーキンググループということである。これは9月に立ち上がり、現在、2回、ワーキンググループを行っていて、詳しい精度向上の方法等については、今後、委員の中で検討していくわけだが、私どもがどういうことをやっているかということ、簡単に御報告させていただきたい。

全体のスキームについては、2ページに書かれている。まず総務省と協力して、検査実施主体は総務省だが、私どもで①②に書いてあるように、精度向上のための指標、統計の確定を行い、実動部隊である総務省が統計作成府省について、いろいろと相談をして、それぞれの統計について、情報を提供していただき、また、検査に協力をしていただくことになる。後に述べるいろいろな検査結果については、統計作成府省にも、統計委員会にも報告される。また、改善点があれば、助言をしていくというプロセスを考えている。

具体的な検査の流れは、3ページをお開きいただきたい。それぞれの統計により、違いがある。今、ここで御検討いただいているとおりでと思うので、いわゆる2階建て、3階建てになっている。つまり検査の枠組みとしては、標準的な共通のチェックポイント、各調査の特性等に応じて設定されるオプション検査、統計委員会からこれは調べたいということも考えられる、特別検査のいわゆる3階建てになっている。

具体的には、4ページ目であるが、例えば標準検査であれば、見える化状況、回収状況等が検査され、オプション検査については、母集団への適合状況検査、他統計との乖離分析、シミュレーション検査、欠測値検査などが、今のところ、考えられている。

こうした標準検査については、基本的なもので、我々としては、現在の段階では、アメリカでもこうした統計調査の基準とガイドラインがあるので、それを参考にしたいと考えている。

それを全てやるわけではないが、6ページにあるように、データの収集、標本設計に関する説明等から、基本的な政府の統計として、クリアすべき課題を選定していきたいと考えている。

また、7ページだが、回収状況調査については、回収率を横並びで比較して、その状況、調査手法などを検討することになる。

2つ目のオプション検査については、母集団への適合状況、標本の基本属性部分の構成比と信頼できる情報の構成比を比較して、乖離状況を時系列的に確認することや、委託先の交替、回収率の低下、そうした構成比の変化等について考えてみる。また、他統計との乖離分析、同じようなものを対象としながら、複数の統計がある場合、それを比較して、どういった要因になっているのかをチェックする。

3番目は、ここでも先ほど議論にあった、ローテーションサンプリングで、それを行った場合と、行わなかった場合のシミュレーションによる検査になる。ローテーションサンプリングを行った場合に、精度が向上するかどうかのシミュレーションを行うことになる。

オプション検査の④については、欠測値検査ということで、9ページにあるように、欠

測値検査の方法は、いろいろある。それについては、各府省の担当者とコミュニケーションをとりながら、適切な方法を考えていくことを想定している。

これによって、どういう効果があるか。これまでも議論にあったように、それぞれの政府統計は、いろんな意味で、目的に応じて違いがあるが、政府統計としての標準的な基準をクリアするもの、指標を示すことによって、各統計作成部署によって、目標を提示するという、そういう役割があって、それぞれの政府統計について、信頼性のある基準のものを提供していくことが、効果として挙げられるのではないかと考えている。

以上が私からの説明である。よろしくお願ひしたい。

○伊藤座長 今日議論については、今後の議論に反映したいと思う。

これで第3回の研究会を終了する。